

日本大学通信教育部『研究紀要』投稿要項

平成29年9月13日制定
平成30年4月1日施行
平成2年9月23日改正
令和6年5月22日改正
令和8年2月20日改正
令和8年4月1日施行

日本大学通信教育部は、所属する専任教職員等の研究成果を発表することを目的として、日本大学通信教育部『研究紀要』（以下「紀要」という）を刊行する。「紀要」を編集・刊行するために必要な事項を以下に規定する。

1 投稿資格

- ① 日本大学通信教育部に在職する者（非常勤講師を含む）。ただし、非常勤講師が第一著者として投稿する場合は、本通信教育部の専任教職員の推薦を得ること。
- ② その他、編集委員長が適当と認めた者。

2 投稿原稿

未刊行のもの。他の学会誌などに投稿していないものに限る。他所での口頭発表をベースにしている場合は、その旨論文に記載する。

3 投稿原稿の種類

投稿原稿の種類は、次のいずれかとする。

- ① 査読付論文 [Research Articles (refereed)]
- ② 自由投稿論文 [Research Articles]
- ③ 研究ノート [Research Notes]
- ④ 資料 [Materials]
- ⑤ 翻訳 [Translations]
- ⑥ 報告 [Reports]
- ⑦ 書評 [Reviews]
- ⑧ その他編集委員会が認めたもの

4 執筆要領

原則、別に定める「執筆要領」に基づいて原稿を執筆する。なお、従えない場合は、事前に必ずその旨を申し出ること。編集委員で検討し、回答する。

5 投稿申請期間及び投稿先

① 投稿原稿は、期限を設けず、随時受け付ける。ただし、査読付論文については、原則として、10月5日を提出締切日とする。また、同一投稿者による投稿は、原則として当該年度で2回に限る。

② 投稿先は、研究事務課とする。

6 査読付論文に対する審査

① 原稿の受付

受付日は、原稿が研究事務課に提出された日とする。

② 原稿に対する審査

原稿の審査は、別に定める。

③ 掲載の可否

掲載の可否は、編集委員会が査読結果報告に基づき、決定する。条件付で掲載を可とする場合には、査読者から必要な修正が指示されるので、投稿者は、定められた修正期限内に研究事務課へ修正原稿を送付しなければならない。その際、修正対照リストを同封すること。なお、修正原稿についても同一の査読者が再査読を行うものとし、修正原稿受付後、掲載の可否を原則として1か月以内に投稿者へ再通知する。

④ 投稿原稿の種類の変更

査読判定で投稿原稿に対する種類の変更を求められた場合は、編集委員会と執筆者で協議し、決定する。

⑤ 投稿辞退

条件付で掲載が可となった場合には、投稿者は、投稿を辞退することができる。この場合、投稿者は、その旨を通知後2週間以内に、文書にて編集委員会へ連絡しなければならない。

⑥ 査読付論文の受理

編集委員会が、掲載を可と決定した日を受理日とする。

7 査読付論文以外の原稿に対する審査

① 受付日は、原稿が研究事務課に提出された日とする。投稿原稿は、編集委員会が審査の上、掲載の可否を決定し、投稿者に連絡する。

② 編集委員は、投稿者に対し理由を付して修正を求めることができる。

8 編集

通信教育部研究所運営委員会に編集委員会を置き、通信教育部研究所長を編集委員長とする。編集委員長は、運営委員会委員から刊行に携わる編集委員を若干名指名する。また、運営委員会委

員は編集委員を補佐する。

9 掲載順

掲載順は次のとおりとする。

① 原稿の種類による順番

- (1) 査読付論文：人文科学系
- (2) 査読付論文：社会科学系
- (3) 査読付論文：欧文（日本語以外）
- (4) 自由投稿論文：人文科学系
- (5) 自由投稿論文：社会科学系
- (6) 自由投稿論文：欧文（日本語以外）
- (7) 研究ノート：人文科学系
- (8) 研究ノート：社会科学系
- (9) 研究ノート：欧文（日本語以外）
- (10) 上記(1)から(9)以外は、その都度、編集委員会が決定する。

② 資格による順番

- (1) 専任教員の資格順（教授、准教授、専任講師、助教等）
- (2) 兼任教員の資格順（教授、准教授、専任講師、助教等）
- (3) 非常勤講師（本務校がある場合は、本務校の資格順
同資格の場合、又は、本務校がない場合は、氏名の五十音順）
- (4) (1)～(3)に当てはまらない場合は、その都度、編集委員会が決定する。

10 刊行期日

原則として、年1回、毎年3月末日に刊行し、PDF化したデータを日本大学通信教育部WEBサイトに掲載する。なお、冊子に収録される原稿は、当該年度1月末日までに完成した原稿を対象とする。

11 著作権

投稿者は、採用原稿における著作権のうち、複製権、翻訳・翻案権、公衆送信・伝達権について、日本大学通信教育部に帰属し、学内外に公開することを了承する。なお、掲載原稿の他媒体への転載に当たっては、事前に通信教育部研究所運営委員会の許諾を得ること。転載した場合は、本研究紀要に掲載された旨を明記すること。転載に関わる図版・写真・翻刻・翻訳などの権利保有者への二次利用申請は、著者の責任で行うこととする。

12 公開・配布

日本大学通信教育部WEBサイトにおける公開に加え、冊子での配布を行う。

13 別刷り部数

発刊に伴う別刷りは、1論文につき50部までは、日本大学通信教育部が執筆者に配布する。51部以上については、執筆者の個人負担とする。

14 掲載の取消し

掲載後、著作権の侵害、捏造、改ざん、剽窃、盗用又は二重投稿等の不正が判明した場合は、掲載取り消し等の措置をとることができる。

15 発行者

紀要の発行者は、日本大学通信教育部長とする。

16 英文表記

紀要の英文表記は、JOURNAL OF DISTANCE LEARNING DIVISION, NIHON UNIVERSITY とする。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。